

工事仕様書

戸田ボートレース企業団
総務部 施設課

- 1 件 名 泡消火設備改修工事
- 2 目 的 現行安全基準への適合および老朽化に伴う設備改修
- 3 場 所 埼玉県戸田市戸田公園 8 番 2 2 号
戸田モーターボート競走場 地下 1 階
- 4 契約期間 契約締結日より令和 9 年 3 月 1 9 日(金)まで

5 対象設備

本工事の主な対象設備は下表のとおりとする。また、詳細については既存設備図を確認すること。

機器番号	品名	型番	数量
F P - 3	泡消火用ポンプ	KTY2-1255B×3s-M30TPB	1 式
F E - 3	泡消火用ポンプ始動盤	ECKB-30-37S	1 式
F T - 1	泡原液槽	PPTK-40	1 式

6 工事内容

本工事の内容は下記のとおりとする

(1) 機器更新

上記「5 対象設備」に示す消火設備機器一式について、既設機器を撤去のうえ、新規機器へ更新すること。また、当該更新に伴い、以下の関連設備についても本工事に含めること。

- ア 既設機器の更新に必要な配管類
- イ 泡ヘッド、一斉開放弁、仕切弁類
- ウ 支持金物、架台等の付帯部材

更新にあたっては、既設設備との取り合い、設置スペース、維持管理性を十分考慮し、機能上・安全上支障のないよう施工すること。

(2) 泡原液の交換

既存の消火用泡原液は、関係法令および環境関連法規に基づき、適切に回収・処分すること。

新たに充填する泡原液は、現行の消防関係法令および当該設備の用途に適合した製品を選定し、所定濃度で確実に充填すること。

また、既存設備において新規導入する泡原液に適合しない機器、部品、パッキン、シール材等がある場合は、それらの更新・交換を本工事に含めること。

泡原液の入替後は、必要に応じて系統内の洗浄を行い、異種泡原液の混合が生じないように措置すること。

(3) 試験調整

更新後の設備については、以下の試験および確認を実施すること。

ア 作動試験

イ 泡消火液のサンプリング検査（必要な場合）

ウ 警報・連動機能の確認

試験結果は記録し、監督職員へ提出すること。

(4) 撤去材の処理

撤去した機器、配管、泡原液、その他発生材については、関係法令に基づき適切に分別・処理すること。

特に泡原液およびその付着物については、環境汚染等が生じないように十分注意すること。

(5) 施工上の注意

ア 施工にあたっては、既存設備の機能を極力停止させない工程計画を立案すること。

イ やむを得ず設備を停止する場合は、事前に監督職員と協議し、代替措置を講じること。

ウ 既設設備との接続部は、漏れ・腐食・異種金属接触等が生じないように適切な材料および工法を採用すること。

エ 天井内・狭隘部での作業については、既設配線・配管等を損傷しないよう十分注意すること。

(6) 関係法令等の遵守

本工事は、消防法、建築基準法、廃棄物処理法その他関係法令・基準類を遵守して施工することまた、所轄消防署との協議および必要な届出（着工届および設置届）・検査対応は本工事に含めること。

7 完成図書

成果品として、以下の書類一式を綴じたものを2部提出すること。

(1) 契約書の写し

(2) 積算内訳書

(3) 完成図（平面図、機器仕様図等）

(4) 取扱説明書

(5) 検査成績書

(6) 工事写真

着工時、施工中、および竣工時の各段階で写真を撮影し、各写真には作業日および工程名称を明記すること。

(7) 作業日報

(8) 保証書

(9) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(10) その他監督職員の指示したもの

8 貸与図書

- (1) 仕様書(本書)
- (2) 積算書
- (3) 場所図・写真図
- (4) 既設設備図
- (5) 開催日程表

9 共通事項

- (1) 着工に先立ち、以下の書類を作成し、速やかに発注者の承諾を得ること。
 - ア 着工届
 - イ 現場代理人等届
 - ウ 現場員届
 - エ 工程表
- (2) 工事の一部を協力業者に委託する場合は、その旨を現場員届に明記し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (3) 受注者は作業日ごとに作業日報を作成し、発注者の求めに応じて提出できるよう、適切に保管すること。
- (4) 工事作業は原則として本競走場の開催日を除く9時から17時の間に行うこと。
ただし、上記時間外に作業を実施する必要がある場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。
また、第三者の安全に配慮した施工計画を策定し、資材の搬出入、作業員の入退場、施錠管理についても十分に発注者と調整を行うこと。
- (5) 本工事の施工に際しては、各種法令等を遵守し、必要な諸官庁への手続きが発生した場合は、受注者の費用負担にて速やかにこれを行うこと。
なお、当競走場周辺の道路は大型車両の進入禁止区域であるため、所管公署である蕨警察署へ事前に調整を行うこと。
- (6) 施工に当たっては、適切な養生を行い、設置場所の設備等に損害を与えないこと。
なお、万が一損害を与えた場合は、速やかに原状復旧を行うこと。
- (7) 請負業者は、当競走場の開催日程を十分に把握し、いかなる場合においても開催運営に支障をきたさないよう適切に対処すること。
- (8) 工事材料等の調達期間の変更等に伴う請負金額の増額及び工期の延長は認めない。
- (9) 契約締結後における諸物価および労務費等の市場変動があっても、請負金額の変更は行わないこと。
- (10) 本仕様書にない事項や疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し対処すること。
施工上必要な軽微な変更は、発注者の承諾を得て工事や他の工作物に支障がない範囲で行うことができる。
ただし、請負金額や工期の変更は認めない。

- (11) 当競走場内で作業を行う際は、工事名及び業者名が記載された名札を必ず着用すること。
- (12) 大型重機や金属製の足場等を使用する場合は、近傍の TBS ラジオ電波塔の影響により感電や発熱等の障害が発生する恐れがあるため、十分に留意して施工すること。
また、必要に応じて TBS ラジオ電波の停波予定を確認し、事前に関係者と協議を行うこと。
- (13) 資材等の搬入時は発注者の立会い検査を行い、承認を受けること。また、検査時は工事名、請負業者名、日時、検査項目、材料名等を記載した写真を撮影すること。
- (14) しゅん工後、速やかにしゅん工届及び検査願を提出し、発注者による検査を受け、承認を得ること。
- (15) 受注者は以下のいずれかの事由が発生した場合、直ちに損害を賠償すること。
 - ア 自己の責任によって発注者または第三者に損害を与えたとき。
 - イ 契約解除により発注者が損害を被ったとき。
- (16) 電子請求書に対応していないため、紙の請求書の提出を必須とする。
なお、紙請求書の発行にかかる費用は受注者の負担とする。